

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [2026 年 7 月 29 日開催 (全国信用金庫協会)]

1. 令和 8 年熊本地震に係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和 8 年熊本地震に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、熊本県内に災害救助法が適用されたことを受け、2026 年 7 月 29 日付で、九州財務局と日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和 8 年熊本地震			
熊本県	7 月 28 日 (7 月 28 日)	九州財務局	7 月 29 日

2. 株式会社全東信の破産手続開始を踏まえた対応について

- 株式会社全東信の破産手続開始の影響を受け、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、2026 年 7 月 10 日に、関係省庁連名により、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等に向けた要請を発出した。
- 各金融機関においては、本要請の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくようお願いしたい。

3. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 不確実な中東情勢が依然継続する中、各金融機関においては、

- ・ 中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響を十分に注視しつつ、
 - ・ 2026 年 3 月 27 日の要請文の趣旨も踏まえて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者に寄り添った対応を徹底するとともに、事業者の抱える経営課題を先送りせず、支援機関を含む関係者との連携の下、個別の事情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むよう、
- 改めてお願いしたい。

4. 令和 8 年 6 月 24 日からの大雨に伴う災害及び令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和 8 年 6 月 24 日からの大雨に伴う災害及び令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、鹿児島県、福岡県及び滋賀県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和 8 年 6 月 24 日からの大雨			
鹿児島県	6 月 24 日（6 月 24 日）	九州財務局	6 月 25 日
福岡県	6 月 25 日（6 月 26 日）	福岡財務支局	6 月 26 日
○令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ			
滋賀県	7 月 7 日（7 月 13 日）	近畿財務局	7 月 13 日

5. 成長投資を促進するための金融戦略について

- 「成長投資を促進するための金融戦略」が、2026年7月21日に公表された。
 - 地域金融機関が、地域の「要」として地域企業の価値向上と地域課題解決に貢献できるよう、「投資銀行機能」「メインバンク機能」「地域への貢献力等から成る地域金融力」を強化するため、
 - ・ M&A や成長投資を含む事業戦略面でのアドバイスや資本市場も活用した資金調達面での支援を総合的に提供し、中核企業の企業価値向上を実現できるよう、REVIC の研修を通じて役職員の知見を向上する
 - ・ クラスターの中核企業重点支援の枠組みとも連携し、中小企業支援の課題等を可視化した都道府県別「地域未来金融アクションプラン(仮称)」を策定・運用する
 - ・ まちづくりなど、事業者を地域の「面」的な活性化の視点で支える取組への地域金融機関の参画を促進する
- 等の施策を推進していく。
- また、中央機関による役割発揮を含めた、信用金庫等の協同組織金融機関が地域金融力を持続的に発揮していくための対応について検討を行う。

6. 「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた取組状況について

- 2026年6月26日、「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた2025年度の取組実績を公表した。
 - ・ 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」の割合が全業態平均で55.7%と増加したほか（2024年度は52.9%）、
 - ・ 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合も、全業態平均で99.9%と増加し（2024年度は99.5%）、
- いずれも2024年度と比較して伸長が見られた。
- 各金融機関においては、引き続き、経営者保証に依存しない融資慣行の

確立に向け、2026 年 4 月 1 日に適用開始した改正監督指針等の趣旨・内容も踏まえ、精力的な取組をお願いしたい。

7. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績について

- 2026 年 7 月 17 日、2025 年度の「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績を公表した。具体的には、官民金融機関による本ガイドラインの活用実績として、債務減免を含む再生型が 93 件、債務減免を含まない再生型が 17 件、廃業型が 112 件の計 222 件の事業再生計画及び弁済計画が成立したことを金融庁・中小企業庁にて確認している。
- 各金融機関においては、引き続き、円滑な事業再生等に向けた主体的な支援に努めていただきたい。

8. 特定回収困難債権買取制度等の活用促進について

- 2011 年 5 月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権買取制度」が導入された。
- 制度開始以降、2026 年 6 月末までに、金融機関 101 先から累計 348 件、約 115 億円の債権買取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいている。各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。
- なお、特定回収困難債権の買取・回収業務は預金保険機構から委託を受けた整理回収機構（RCC）が行っているが、RCC では債権の買取・回収業務以外に、地域経済活性化支援機構や中小企業活性化協議会では対応困難な事業再生案件への支援にも注力している。各金融機関においては、RCC の事業再生支援制度の活用も選択肢の一つとして検討していただきたく、併せて周知する。

9. 身寄りのない高齢者等に関する適切な対応について

- 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（2024 年 6 月に策定）については、2024 年 7 月の意見交換会においても、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合において、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい旨、周知した。
- その後、金融機関からは、代理人として活用する観点からは、優良な事業者であることを認定する仕組みの導入等が活用の後押しになるとの声が聞かれる。
- こうした点について、
 - ・ 2025 年に設立された高齢者等終身サポート事業者の事業者団体において、利用者が不安なく事業者を選択できる仕組みの構築のため、厳格な審査を通じて優良事業者を認定する制度を検討中であるほか、
 - ・ 2026 年 6 月 19 日に成立した改正社会福祉法において、身寄りのない高齢者や判断能力の低下が見られる者に対し、日常生活支援や入院・死後事務などを無料又は低額な料金で提供する事業が新たに「第二種社会福祉事業」に位置付けられるなど、高齢者等をサポートする事業の質の向上を目指す動きが進んでいる。
- くわえて、政府では、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（骨太方針 2026）において、身寄りのない高齢者等の支援に取り組む旨を掲げた。
- 金融機関においては、遺言書作成や相続手続等を引き受ける信託商品など、既に様々なサービスを提供していると承知しているが、このような動きも踏まえ、高齢者等の安全性・利便性の向上に資する取組をお願いしたい。
- また、高齢者等に対する日常生活支援において、支援者・被支援者間で買物費用の立替などに伴う現金授受を行う場合、授受の記録が残らないことに起因して
 - ・ 支援者から架空請求をされるケース
 - ・ 支払状況の認識をめぐるトラブルなどが発生する懸念がある。

- 金融機関においては、このようなトラブルを未然に防ぐため、入出金のたびに家族などへ通知がされ見守りできる口座サービスなどを提供するほか、高齢者等終身サポート事業者と提携して日常生活支援サービスを提供する際には、口座振替を含むキャッシュレスで金銭の授受を行うなどの工夫をお願いしたい。

(参考 1) 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン (令和 6 年 6 月、抜粋)

第 3 契約の履行に当たって留意すべき事項

2 提供するサービス内容ごとの留意事項

(3) 日常生活支援サービス

- 高齢者等終身サポート事業者が、日常生活支援サービスを実施する場合の留意点は以下のとおりである。

- ・ 日常生活支援サービスについては、利用の都度費用が発生するものもあるため、実施したサービス内容や費用等について記録を残しておくことが重要である。

(参考 2) 骨太方針 2026 (2026 年 7 月 21 日閣議決定、抜粋)

第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(4) 人材力の強化・人材総活躍

(人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現)

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に基づく健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等に基づく取組を強力に進める。「地域働き方・職場改革」等を通じて地方公共団体の関連する取組も後押しする。さらに、就職氷河期世代等の就業・処遇改善や社会参画を促すため、「新たな支援プログラム」の実施に取り組む。

誰一人取り残されない社会を目指し、孤独・孤立対策として、「重点計画」に沿って「予防」の観点を重視した居場所・つながりづくり等の対策に取り組む NPO 等を支援する。また、新しい成年後見制度の適正な推進や地域の権利擁護支援体制の確保を図るとともに、身寄りのない高齢者等、ひきこもりや困難な問題を抱える女性の支援、生活困窮者自立支援制度や自殺対策など地域共生社会の推進、障害者の自立及び社会参加等のための施策に取り組む。旧優生保護法補償金等の支給を着実に進める。

社会課題の解決に向けて、休眠預金等活用制度等を通じた NPO 法人の支援、公益法人・信託による公益活動の促進、PFS の普及に取り組む。

10. 見守りネットワークへの参画促進について

- 2026 年 6 月 11 日、消費者庁と連名で消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）への参画をお願いする周知文を発出した。
- 認知症や一人暮らしの高齢者、障がい者などを狙った犯罪被害の拡大が懸念される中、金融機関が参画している見守りネットワークは全体の約 2 割となっている。
- 見守りネットワークの構成員間では、消費者安全法上、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の共有が可能となっており、
 - ・ 地域金融機関の窓口職員が認知症対応支援講座を受講して、認知症高齢者などの早期発見や消費者トラブルの未然防止に貢献している
 - ・ 生命保険会社が、顧客宅訪問時にひとり暮らし高齢者の異変を察知し、行政・警察への連絡や相談窓口の案内を実施するなど、見守りネットワークに加盟して積極的な取組をしている金融機関もあると承知している。
- こうした現状を踏まえ、金融機関においては、支店などが所在する各地域において、見守りネットワークへの参画を積極的に検討いただきたい。
- あわせて、地域住民との接点を活かして窓口対応・顧客訪問時に注意を呼び掛けるなど、引き続き消費者被害の防止に御協力をお願いしたい。

（参考）消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（協議会の事務等）

第十一条の四 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

2 （略）

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 （略）

11. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

- いわゆる「フロンティア AI」は脆弱性の発見や高度な攻撃コードの生成に優れており、従来は発見が困難であった脆弱性が短期間に大量に発見され得ることに加え、脆弱性の発見から攻撃に至るまでの期間が大幅に短縮され得ることが指摘されている。さらに、スキルの低い攻撃者がフロンティア AI を悪用することで、高度なサイバー攻撃が増加することが懸念されている。
- 2026 年 4 月 24 日、金融担当大臣主催の下、日本銀行総裁、国家サイバー統括室、3 メガバンク及び日本取引所グループのトップを出席者とする「AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催した。また、2026 年 5 月 14 日には、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等が、AI 技術の進展による脅威について共通の理解を持ち対応を検討するため、実務者レベルの作業部会を開催した。
- さらに、2026 年 5 月 22 日に日本銀行と連名で関係する金融機関等に対して、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。発出から 2 か月程度が経過しており、まだ対策が進んでいない場合においては、「②優先的に対応すべきサービス／IT システムの特定」を速やかに実施した上で、当該サービス／IT システムに係るパッチ適用等の対応を迅速に進めることが期待される。
- なお、政府全体の取組としては、2026 年 5 月 18 日、国家サイバー統括室（NCO）が中心となって、AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策に関する関係省庁会議が開催され、重要インフラ事業者等に係る政策パッケージを決定の上、注意喚起等がなされた。こちらについても、特定社会基盤事業者である金融機関を含め、実効的な対策を推進していく観点から御参照いただきたい。
- 今後も、AI 技術は継続的に進展すると考えられるため、金融機関においては、従来型の対策の延長に止まることなく、攻撃者が AI を悪用することを前提に、防御の在り方そのものを見直す必要が生じている。具体的には、迅速な脆弱性情報の把握とパッチ適用、多層防御や監視・訓練の高度化等を進める必要がある。ただし、フロンティア AI の登場により従来の対策が全て無意味になるわけではなく、むしろこうした対応を効果的に行っ

ていくための前提として、まずは基本的なサイバーセキュリティ対策を迅速かつ着実に実行していくことが不可欠となる。また、サイバー攻撃はあらゆる対策を講じても防ぎきれない可能性があることを前提に、事業継続計画（BCP）や緊急連絡体制を点検するとともに、サイバー攻撃の顕在化リスクが高まった場合における対応策等に関する意思決定プロセスをあらかじめ明確化しておくことが重要である。経営陣のリーダーシップの下で対応方針を検討し、その実行に必要なリソース（予算・人員）の確保を含め、主体的な関与をお願いしたい。

12. 不正利用口座の情報共有枠組み創設に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の公布等について

- 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）において、預金取扱金融機関間で不正利用口座に係る情報を共有する枠組みの創設について盛り込まれたことを踏まえ、預金取扱金融機関が不正利用口座に係る情報共有を行い、犯罪収益移転防止のために必要な措置を講じるよう努めること等を「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び監督指針に規定するための改正を行い、2026 年 6 月 26 日に公布・公表した。
- 施行及び適用は、実際に不正利用口座に係る情報共有が開始される 2027 年 4 月 1 日である。
- 口座不正利用対策に抜け穴が生じないよう、原則としてすべての預金取扱金融機関が情報共有枠組みに参加するとともに、各金融機関が有する不正利用口座に関する正確な情報を速やかに提供し、かつ、他の金融機関から提供を受けた情報を速やかに整理・分析して適切なリスク低減措置を講じることを強く期待する。

13. 「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年 7 月）」の公表について

- 2026 年 7 月 3 日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年 7 月）」を公表した。
- マネー・ローンダリング（以下、マネロン）等対策については、2024 年

3月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了しており、金融活動作業部会（FATF）第5次対日相互審査も見据え、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要である。

- 金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認してきたところであり、本レポートでは確認された課題事例等について紹介している。
- 金融犯罪対策については、被害状況が年々、深刻な状況となっている中、金融機関においては、他の金融機関や警察との情報共有・連携が重要となっており、こうした連携に係る取組等について記載している。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

14. リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関する モニタリング結果について

- 顧客本位の業務運営のモニタリングについて、2024 事務年度までは、個別商品の態勢面を着眼点としてモニタリングを実施してきたが、2025 事務年度は、顧客本位に基づく金融商品販売を実践するための態勢が構築されているかを中心に態勢全般という大きな枠組みで実態把握（※1）を行った。

（※1）経営理念を出発点として、リテールビジネス戦略・取組方針・リソース配分・業績評価体系といった一連の枠組みが全て整合的に策定され、実効的に機能しているか、経営陣の主体的な関与の下で、PDCA サイクルを通じて顧客本位に基づく金融商品販売を実践する態勢等が構築されているかといった観点から実態を把握した。

- モニタリング手法を変えた背景は、投資信託の回転売買（2019 事務年度）や外国株式の短期売買（2024 事務年度）など、金融庁が過去に指摘したものと同様の課題が商品を変えて発生しており、こうした課題が繰り返し発生している原因は、課題の根本原因を追及する検証や、その根本原因を解消するための施策の策定・実行が十分になされていないなど、抜本的な態勢の改善に向けた取組が十分に行われていない可能性があるのではないかと考えたためである。

- 長期的な視点で顧客に付加価値を提供することが、ひいては金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築につながると考えており、経営陣においては、各金融機関が目指す金融商品販売を通じた顧客への付加価値の提供が十分になされているのかについて、深度ある検証を行うなど、今後、公表予定の当該モニタリング結果（※2）も参考にしつつ、顧客本位の業務運営の進展に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

（※2）リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果
（令和8年7月29日公表済）

15. 事業性融資推進法（企業価値担保権）の施行と今後の取組について

- 2026年5月25日、事業性融資推進法が施行された。
- 企業価値担保権の御活用は事業性融資の発展に向け、貴重な先行事例となる。融資後も、継続的に借り手とのコミュニケーションに取り組み、随時、取組を振り返りながら、挑戦と改善を積み重ねていただきたい。
- 金融庁においても、先行事例を踏まえつつ、引き続き、有志の金融機関との間で、実務的な議論を深めていく。このほか、借り手向けの周知広報や金融機関の担当者向けの資料作成等、企業価値担保権制度の普及促進を目的とした委託事業を実施予定である。
- 詳細については、新しい体制の下、関係者とも相談しながら検討したいが、いずれの取組も、現場で実務を担われる皆様の御意見を踏まえることが重要である。引き続き、忌憚のない御意見をいただきたい。

16. 「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」の公表について

- 金融庁・財務局等の金融仲介機能の発揮に向けた2025事務年度の取組を「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」として取りまとめ、2026年7月15日に公表した。
- 本レポートでは、「事業性融資の推進」「事業者支援の推進」「金融機関の業務運営の高度化」の三つの観点から関連施策を整理し、取りまとめている。
- 具体的には、

- ・ 「事業性融資の推進」において、事業性融資推進法の施行に向けた環境整備や業種別支援の着眼点の普及促進等の取組
- ・ 「事業者支援の推進」において、M&A・事業承継支援や経営人材などの人材紹介事業の推進に向けた取組
- ・ 「金融機関の業務運営の高度化」において、金融機関のDXに向けた取組

等について紹介している。

- 本レポートも参考としていただきながら、引き続き、金融仲介機能の発揮や事業者支援の一層の推進に向けた取組を進めていただきたい。

17. 「企業アンケート調査」の結果の公表について

- 金融庁では、2015 事務年度以降、地域金融機関をメインバンクとする企業等へのアンケート調査（「企業アンケート調査」）を通じて、地域金融機関の金融仲介の取組に対する取引先企業の評価等を確認しており、2026 年 1 月に実施したアンケート調査の結果を 2026 年 6 月 30 日に公表した。

- 主な内容として、

- ・ メインバンクの金融仲介プロセスに対する評価、事業性融資の現状
- ・ 経営人材の採用状況、経営者保証の現状、経営改善・事業再生支援の現状

等について紹介している。

- 本アンケートの結果も参考にいただきながら、引き続き、顧客ニーズに沿った対応を行っていただきたい。

18. 「成長投資を促進するための金融戦略」について

- 2026 年 7 月 21 日、「経済財政運営と改革の方針 2026」「日本成長戦略」「地域未来戦略」等が閣議決定された。

- 金融庁関連の主な施策は、「日本成長戦略」に基づき同日に公表された、「成長投資を促進するための金融戦略」に盛り込まれている。
- 本戦略では、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能強化を通じた「強い経済」の実現に向け、
 - ① 17の戦略分野等への成長投資を支える金融機関・市場の機能強化、地域金融力の強化
 - ② 企業の中長期的な企業価値向上に向けた成長投資を促進するためのガバナンス改革
 - ③ 家計の安定的な資産形成の促進など、国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備
 - ④ AI時代を見据えたオンチェーン金融の推進など、金融インフラへの投資の促進
- といった施策を盛り込んでいる。
- 銀行等の資金供給・成長支援機能の強化に資する施策を盛り込んでおり、御意見・御要望などがあればぜひお寄せいただきたい。

19. インパクトコンソーシアム in person 2026 の開催について

- 金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、社会的課題の解決と企業価値向上を目指す事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めてきた。
- 本コンソーシアムにおいて、この1年間で行ってきた活動の成果を発表するとともに、インパクトの裾野を広げ、案件組成を加速させていく観点から、パネルディスカッションや展示ブース設置、ネットワーキングも実施した、「インパクトコンソーシアム in person 2026」を2026年6月19日に開催した。
- 本コンソーシアムのウェブサイトにて、活動の成果を公表している。成

果の中には、地域でのインパクト投資事例のファイナンス・スキームのポイント等を盛り込んだ事例集も公表しており、地域でのインパクト投資の担い手となり得る各金融機関の更なる取組の深化や新たな一歩に繋がるような内容になっているので、是非御一読いただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に御関与いただきたい。

(参考) インパクトコンソーシアム

<https://impact-consortium.fsa.go.jp>

20. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議

○ 2026年5月18日から19日に、フランス・パリにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。

- ・ まず、経済成長を支える安定的で強靱な金融セクターへの強いコミットメントが再確認された。
- ・ 金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としての金融活動作業部会（FATF）の重要な役割が再確認されるとともに、FATF加盟国及びグローバルネットワークによるFATF基準の効果的かつ適時の実施が求められた。
- ・ 異常気象に関しては、地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地域ごとに異なり得る異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意するとともに、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、金融リテラシーの向上、リスク予防への投資、保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、民間市場の能力強化の支援の重要性が強調された。
- ・ ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることが認識されたとともに、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められることが示された。
- ・ サイバーセキュリティに関しては、サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靱性に対する課題となっている中、共有された対応能力をさらに強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、

具体的な行動をとることにコミットした。

- その後、2026 年 6 月 15 日から 17 日にかけて、フランス・エヴィアンにて G7 首脳会議が開催された。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

21. 2026 年 6 月 FATF プレナリー会合について

- FATF は、2026 年 6 月 17 日から 19 日にかけて、プレナリー会合（総会）を開催した。主要な採択事項を 3 点御紹介する。
- 1 点目は、2025 年 6 月に最終化されたクロスボーダー送金の透明性に関する改訂勧告 16 について、FATF6 月プレナリー会合にて、本改訂内容の詳細を説明したガイダンス案の市中協議実施が採決された。これを受け、2026 年 6 月 24 日から市中協議が開始された。今回の改訂は、技術的かつ複雑な論点が多く、ステークホルダーも多岐にわたることから、金融庁としても、金融機関等の御意見をよく伺いつつ、ガイダンス案の最終化や国内実施に向けた検討を進めていきたい。
- 2 点目は、「DeFi に係る規制上の課題に関する報告書」の採択である。同報告書は、DeFi に関する ML/FT/PF リスクの特定、FATF 基準の適用可能性の明確化、好事例及び官民への推奨事項などを提示している。また、暗号資産に関する FATF 基準（勧告 15）の実施状況や新たなリスク等について取りまとめた年次報告書も採択・公表された。報告書の概要については、別添資料を御参照いただきたい。
- 3 点目は、FATF の 2026 年-28 年におけるワークプログラムの採択である。FATF の注力分野には、リスクベース・アプローチ/監督の促進、暗号資産に関する勧告 15 の更なる実施促進、改訂勧告 16 ガイダンスの最終化と勧告 16 の実施促進、詐欺対策、官民・民民の情報共有が含まれている。

（以 上）